

## 公益財団法人全日本柔道連盟柔道衣規格検査手続き要領

### 1. 目 的

この要領は、「公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という）主催大会における柔道衣及び帯の認証に関する規程」により、柔道衣規格の検査及びその手続き等について定める。

### 2. 検 査

柔道衣規格の検査は、全柔連が定める「全柔連主催大会における柔道衣及び帯ガイダンス」に基づき、全柔連が指定した検査機関において行う。

### 3. 指定検査機関

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター東部事業所  
(略称・QTEC “キューテック”)  
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 7-19  
TEL03-3666-5390 FAX03-3666-9297

### 4. 検査申請手順

#### (1) 申 請

①柔道衣製造業者は、検査を受けようとする柔道衣（上衣、下穿）及び帯について、所定の申請様式により、全柔連に対し申請する（柔道衣及び帯の商品名及び製品 No を明記のこと）。

#### (2) 検査許可

①全柔連は、上記申請による柔道衣製造業者からの申請を受理した場合、その申請書の写しを指定検査機関に送付し、指定検査機関における検査受入の可否について確認を行う。

②指定検査機関から検査受入可の確認ができ次第、全柔連はその旨、柔道衣製造業者に通知する。

#### (3) 検査用サンプル品の送付及び検査料の支払い

①全柔連から指定検査機関の検査受入可の通知を受けた柔道衣製造業者は、以下の検査用サンプル品を全柔連及び指定検査機関にそれぞれ送付する。（送付する際は製品 No がわかるように送付する。）

ア、180cmサイズの柔道衣1着（上衣、下穿）  
イ、上衣刺し子部分の反物（生地）  
サイズは長さ1.5m、幅は反物の幅  
ウ、黒帯1本（長さ約2m50cm～3m）  
★白帯も合わせて検査を受ける場合は、同じ長さの白帯1本  
\*全柔連に対しては、“イ、上衣刺し子部分の反物（生地）”は不要。  
\*全柔連は、上記サンプル品をその検査の可否にかかわらず5年間保管するものとする。

②柔道衣製造業者は、3週間以内に、指定検査機関の定めた検査手数料を指定検査機関に支払う。

（検査手数料）

ア、上衣1枚につき	100,000円（消費税別）
イ、下穿1枚につき	50,000円（消費税別）
ウ、帯1本につき	35,000円（消費税別）

③指定検査機関は、柔道衣製造業者から送付された検査用サンプル品と検査手数料の支払いを確認後、検査を実施する。

④検査方法は、JIS規格等に則り所定の検査項目について行われる。

（4）検査結果の通知

①指定検査機関は、検査結果を全柔連に通知する。

②全柔連は、柔道衣製造業者に対し申請から3ヶ月以内に検査結果を通知するとともに、規格適合証を発行する。

（5）認証登録

①全柔連は、検査に合格した柔道衣及び帯を、規格適合品として認証登録し、ホームページ等で公開するものとする。

②認証柔道衣等を製造または販売する者は、認証番号を認証柔道衣等の所定の位置に明示しなければならない。

以上